平成２３年（フ）第５７１号
新潟市西区内野西２丁目23番３号
債務者　小林　昌敏
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２２号
新潟県新発田市日渡22番地１
債務者　野本ヒサ子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第２１４号
新潟県長岡市美園１丁目１番37号
債務者　大日向康介
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２２１７号
愛知県春日井市上条町10丁目197番地６
債務者　中山　涼子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３７４号
愛知県春日井市六軒屋町西２丁目１番地10
債務者　北村　雅美
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５５５号
愛知県半田市乙川浜側町２丁目39番地　コーポ浜側205号
債務者　淺田　武司
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９号
滋賀県長浜市堀部町258番地
債務者　森　　治樹
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１４２１号
京都市山科区御陵上御廟野町10番地１　第３美鈴荘１号室
債務者　田中　孝一
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４０号
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地16棟505号
債務者　あやはとりこと　木佐　敏雄
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５３０号
京都府長岡京市野添１丁目19番２号　ノアコート森田406
債務者　久保田高志
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６９号
京都市下京区寺町通松原下る植松町721番地　エスリード京都河原町第２―1103
債務者　藤田　義一
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８８号
京都市伏見区深草石峰寺山町31番地10　さかもとハイツ205号
債務者　中川　清施
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０２号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11―６棟412号室
債務者　山本　厚子
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０２号
大阪府高石市西取石７丁目６番23号
債務者　牧　　明則
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２９２号
大阪府高石市西取石７丁目８番26号
債務者　小林　家代
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３１４号
堺市中区深井水池町3344番地１　グランドマゼボー201号、前住所堺市中区深井沢町3412番地２
債務者　松井インテリアサービスこと　松井　重範
1　決定年月日時　平成23年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
山形県新庄市大字升形744番地
債務者　加藤　千春
1　決定年月日時　平成23年11月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
山形地方裁判所新庄支部